

第4 我が国におけるホットライン設立に向けた検討

1 設立に関する検討

(1) 対象とするコンテンツ等

ホットラインの目的を、インターネット上の少年に有害なコンテンツから少年を切り離し、少年を守ることとすると、性や暴力等の少年側から「見る」ことによって有害な影響を受ける違法・有害なコンテンツだけでなく、18歳未満の児童を性的に搾取する児童ポルノ等の、少年が被害者となるようなコンテンツも、ホットラインの対象とすることが可能である

児童ポルノはインターネット上に、いまだ多く存在しており、我が国でも問題となっているところであるが、欧米各国においても法で規制している国は多く、今回調査したホットラインにおいても、この児童ポルノが主たる対象コンテンツとなっている。我が国でも、いわゆる「児童買春・ポルノ禁止法」により、販売目的による所持や、インターネット上で公開する等の行為は違法としており、ホットラインによるインターネット上の児童ポルノの発見と措置は喫緊の課題と言える。

しかし、対象コンテンツをどのようにするかで、具体的には違法なものに限るかどうかで運営主体、資金提供者が変わってくると考えられる。

(2) 運営母体と運営の在り方

違法なコンテンツに限って運営するのであれば、警察と連携を取りながら NGO 等の団体において運営することが考えられる。しかし、違法に至らない少年に有害なコンテンツ等を含めて対象とする場合、警察に委ねるよりも、まず ISP 側の自主的な対応による事が望ましい。具体的には ISP 側が運営母体となり、自主的な基準を設けた上で、削除や自主レイティングの措置を積極的に働きかけるなどして、少年をこうした有害コンテンツから切り離すことが考えられる。

さらにそこに、民間識者や少年の健全育成に携わる NGO、ボランティア等からも運営に参画し、その意見を反映した運営をするという考え方もある。

(3) ホットラインの位置付け

外国のホットラインの中には、米国 NCMEC のように、法律上に根拠のある団体もあるが (Protection of Children From Sexual Predators Act Of 1998 Title x の Sec.604 等)、ISP 業界の自主的な組織を前提とするため、法による位置付けまでは要しないと考えられる。しかし、業界団体の覚書等でその立場を明確にしておくことが望ましいと言える。

なお、現在我が国の法令では、単に所持しているだけで違法とされるコンテンツはない。しかし、欧米における児童ポルノなど、単にそのコンテンツを所持しているだけでも違法とされるようになった場合には、それらを取り扱うことになるホットラインについて免責がなされるようにするために、位置付けの明確化が必要になることもあると考えられる。

(4) 運営資金等のコスト負担元

ホットライン運営に係る資金等のコスト負担にあつては、有害なものまで対象に含めるのであれば、自主的運営が前提となり、ISP 業界が中心となって負担することが考えられる。

しかし ISP も、その企業規模は様々であり、それぞれ公平な負担を強いることは現実には困難であることから、企業の規模に応じた負担などにより運営していくことなどが理想であると考えられる。

また、政府や地方公共団体からも、資金的な助成を考慮することが期待される。

(5) 年間コスト

我が国において、ホットラインを設立した場合、どの程度の年間コストが必要になるかであるが、外国のホットラインを例にとると、最も資金の大きいところが米国の NCMEC で、年間約 200～300 万ドル（約 2 億 4 千万円～3 億 6 千万円）であった。逆に最も少ないところではフランスの AFA で、年間約 3 万 5 百ユーロ（約 420 万円）であった。

これらは、各国の人口やインターネット人口、あるいは年間の通報件数等も考慮しなければならないほか、ホットラインの運営形態等でかなりの差が生ずると考えられる。

なお、これら外国のうち、インターネット人口だけで見ると、最も我が国（約 4,620 万人、携帯電話からの利用者を含む）と近いのが英国の 3,430 万人であり、IWF では、年間 50 万ポンド（約 9 千 5 百万円）のコストで運営されていることから、この値が参考になると考えられる。

(6) 体制

欧米各国のホットラインをみると、数名から 20 名程度で運営しているところがほとんどである。我が国の場合では、上記の年間コスト同様、英国の IWF を参考にすると、10～15 名程度の体制が考えられる。

(7) その他、考えられる形態等

欧米各国のホットラインでは、業務拠点を設け、そこに必要な資料や機器を設置した上、ホットライン従事者が業務に従事するという方式で行っている。

しかし、我が国でのホットラインの設立を考える場合、その一例として全国でボランティアを公募し、それぞれの自宅等のパソコンから、ホットライン業務を担うことができれば、業務拠点は必要なく、またその体制も数十人から数百人規模のものも考えることができる。つまり、インターネット上に通報用のフォームを作成し、一般ユーザーからの通報を受けるといった方式は同じだが、その内容の確認に当たり、それぞれのボランティアが自宅において、自分の所有するパソコンからそれらの通報内容を確認し、判断、措置等の一連の業務を行うというものである。この方式によれば、欧米のホットラインに比べ、かなり少ない経費で、また体制的にはより多くの人員でホットラインを設置することも可能であると考えられる。

2 活 動

(1) コンテンツの判断と振り分け

ホットラインでは、児童ポルノなどの対象となる違法コンテンツについて、警察に通報措置を採ることになるが、受理担当者によって、その措置の判断基準が変わらないようにすることが重要となる。

英国の IWF では、1 人のマネジメント担当者が全ての通報に目を通してから、それぞれ他のスタッフに割り当てて判断させ、さらに再度それをマネジメントに戻さ